社発第 T-713 号
2024 年 2 月 28 日

貸 借 取 引 参 加 者
代　　表　　者　　殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長　櫛田 誠希

貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率に係る臨時措置の解除について

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、下記の銘柄につきましては、貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を実施しておりますが、2024 年 2 月 29 日申込日分（3 月 1 日品貸し申込み受付分）より当該臨時措置を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。
　なお、㈱ジェイグループホールディングス（3063）に関して実施している制度信用取引の新規売りおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸借取引の申込停止措置は継続しておりますので、念のため申し添えます。

敬　具

記

コード	対象銘柄
3063	㈱ジェイグループホールディングス

以　上